

平成3年10月31日

高等裁判所事務局長 殿  
地方裁判所事務局長 殿  
家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局

第三課長 服 部 悟

税務官署から事件記録等の閲覧謄写の要請があった場  
合の取扱いについて（事務連絡）

税務官署から裁判所に対し税務調査を目的として事件記録、帳簿  
諸票等の閲覧謄写の要請があった場合の措置について、各庁から当  
局に照会があった際には、これまで別紙の趣旨で回答していますの  
で、参考までにお知らせします。

なお、家庭裁判所については、当事者のプライバシー保護等の問  
題もありますので、税務官署から家庭裁判所にこのような要請があ  
った場合には、必要に応じて適宜その対応について当局に照会して  
ください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所の事務局長か  
ら伝達してください。

(別紙)

税務官署から事件記録等の閲覧謄写の要請があった場合の取扱いについて

- 1 税務官署から、裁判所に対し、税務調査を目的として事件記録、帳簿諸票等について閲覧の要請があった場合（所得税法235条2項、法人税法156条の2、地方税法20条の11等）、司法行政上の便宜供与として、各庁の裁量により、相当と認められる範囲の事件記録、帳簿諸票等を閲覧に供しても差し支えない（これまで民事執行事件記録、民事調停事件記録、刑事事件記録、事件簿、期日簿、保管票等について、税務調査を目的とした閲覧の要請がなされている。）。閲覧の要請が、個々の事件を特定して行われたときのみならず、包括的な形で（例えば、過去1年間の既済の民事執行事件記録という形で）行われたときも同様である。
- 2 司法行政上の便宜供与として閲覧に供するかどうかは、調査事務の必要性、当事者のプライバシーの保護、裁判所の事務処理上の支障の有無等を考慮して決することになる。事件の性質上、当事者のプライバシー等の利益保護の要請が強い場合や、調書の作成、記録の整理等の執務に支障がある場合には、その要請を拒むこともできるが、税務調査は、公益性が高いこと、他に調査のための適切な代替手段がない場合が多いこと、質問検査権（所得税法234条、法人税法153条から156条まで、地方税法73条の8等）との関係では個人のプライバシーもある程度制約を受

けること等を考慮すると、閲覧に供してもよい場合が一般に多いと思われる。

なお、係属中の事件記録については、担当裁判官の意見を聴取するのが相当である。

- 3 税務官署から事件記録等の謄写の要請があった場合も、閲覧の場合と同様に、司法行政上の便宜供与として、各庁の裁量により、必要最小限の範囲でこれに応じることも差し支えない。

なお、この場合、便宜供与であることから、手数料徴収の問題は生じない。